

秋田県婦人科超音波検診実施要領

1 目的

本検診は、予防対策上から卵巣がんに対する正しい知識を普及するとともに、早期発見、早期治療を目的として、子宮がん検診に併せて卵巣超音波検査を積極的に実施し、住民の健康増進と福祉の向上を図るものとする。

2 検診対象者

対象者は原則として20歳以上の者とする。

子宮頸がん検診受診者で婦人科超音波検診を希望する者とする。

3 実施方式

子宮頸がん検診と併せて実施するものとし、検診車による集団検診方式及び医療機関における施設検診（一括・個別）方式で行う。

4 実施方法

(1) 方法

- ① 通常の子宮頸がん検診の後、経膈プローブを用いた超音波装置を用いて子宮、卵巣の観察を行う。
- ② 観察の方法としては、子宮腫瘍の有無、子宮内膜病変の有無、両側卵巣病変の有無、腹水の有無、他の腫瘍の有無を確認する。
- ③ 要精査とする基準は（2）にあげる項目とする。
- ④ 要精査症例は検診記入欄の該当項目に記載する。

(2) 要二次検診の基準

- ① 卵巣腫瘍
長径30mm以上
30mm以下でも混合性パターンを示すもの
- ② 子宮疾患
子宮内膜の厚さが
閉経前：20mm以上
閉経後：5mm以上
子宮腫瘍を認めるもの
年齢と、大きさ、発生部位を考慮する。
- ② その他
深さ5cm以上の腹水を認めるもの
超音波検査で所見を認めなくとも不正出血のある症例では要二次検診の対象とする。

(3) 二次検診後の管理

マーカー・CT・MRI等を用いて手術治療あるいは経過観察を選択する。

5 結果の区分

- (1) 一次検診の結果は、「要精検」「精検不要」とする。
- (2) 二次検診の結果は、「異常なし」「要治療」「フォローアップ」とする。

6 結果通知

受診者への検診結果の通知は子宮頸がん（一次）検診と併せて行うものとする。

7 その他

本実施要領以外の事項については、子宮頸がん（一次）検診実施要領に準ずるものとする。

附 則
この要領は、平成 1 6 年 9 月 7 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。